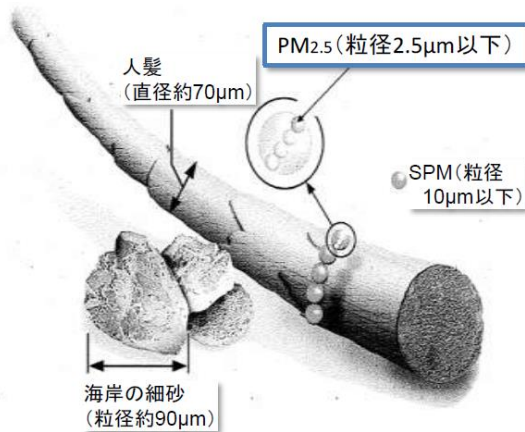


平成28年度 大気の現況 — 微小粒子状物質 (PM2.5) —

大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のものをいいます。粒径が非常に小さいため肺の奥深くまで入りやすいことから、ぜん息や気管支炎を起こす確率が高くなるなど、健康への影響が懸念されます。本市では、勝納測定局で常時監視しており、環境基準を達成しています。

PM2.5の大きさ(イメージ図)



人の髪の毛の直径は約 $70\mu\text{m}$ です。SPM (浮遊粒子状物質) は粒径 $10\mu\text{m}$ 以下ですので、SPM 約7個分で人の髪の毛の直径と同じくらいの大きさです。

PM2.5 (微小粒子状物質) は粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下ですので、SPM の粒径のさらに4分の1以下という非常に小さい粒子です。

※ $1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$

(出典：USEPA 資料)

【注意喚起について】

小樽市では北海道と連携して、PM2.5 の濃度が上昇した場合、以下のとおり住民への注意喚起を実施します。

1. 注意喚起の判断

下記のいずれかの場合に、日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想し注意喚起を行います。

- (1) 午前5時～7時の1時間値の平均値が測定地点で $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合
- (2) 午前5時～12時の1時間値の平均値が測定地点で $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

2. 注意喚起の内容

- ・屋外での長期間の激しい運動や外出をできるだけ減らすこと。
- ・屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にすること。
- ・呼吸器系や循環器系疾患のある人、子供やお年寄りなどは、体調に応じて、より慎重に行動すること。

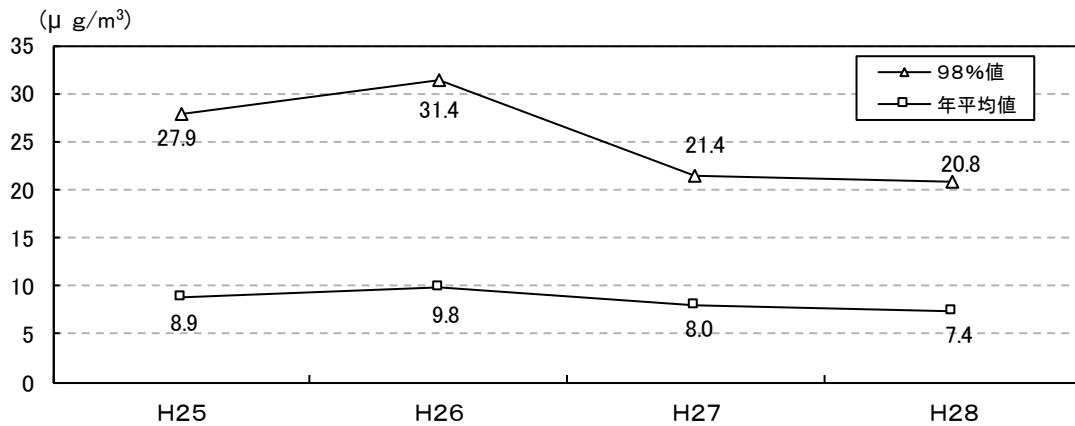
環境基準

1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、
1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

微小粒子状物質の年間値（平成28年度）

| 測定局 | 用途地域 | 有効測定日数 | 測定時間 | 年平均値 | 日平均値の 年間98%値 | 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 とその割合 | | 日平均値 の最高値 |
|-----|------|--------|-------|--------------------------|--------------------------|---|-----|--------------------------|
| | | 日 | 時間 | $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 日 | % | $\mu\text{g}/\text{m}^3$ |
| 勝納 | 1住 | 359 | 8,679 | 7.4 | 20.8 | 1 | 0.3 | 35.8 |

微小粒子状物質の経年変化



微小粒子状物質の経月変化（平成28年度）

